

犯罪をした者等の社会復帰に関する
包括的支援体制づくりに関する報告書

令和2年4月

千葉県地域再犯防止推進モデル事業
(法務省地域再犯防止推進モデル事業)

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

I はじめに（取組の前提要件）

1 現状

千葉県では、平成 22 年 10 月から、地域生活定着促進事業による地域生活定着支援センター事業を通じ、矯正施設を出所後、地域において福祉的支援を要する犯罪をした者等に対する生活支援を実施し、一定の成果を上げている。

一方、本県独自の取組として実施している「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センター事業の実績報告【表 1】によれば、犯罪をした者を対象とした支援事例が、年間数十件に及んでいることから、現在の更生保護施策や地域生活定着支援センター事業のもとにおいても、そのニーズを把握しきれず、「地域で取り残される者」の存在が判明している。

【表 1】新規相談案件に占める触法関係による相談件数

支援項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総相談件数	2,889 件	2,666 件	3,040 件
触法行為、非行行動	142 件 (4.9%)	156 件 (5.9%)	143 件 (4.7%)
刑務所からの出所後の支援	38 件 (1.3%)	36 件 (1.5%)	26 件 (0.9%)

※中核地域生活支援センター活動白書 2018 より引用

2 課題

中核地域生活支援センターは、福祉的支援が必要な人に対して、対象者・課題の種別を限定しないアウトリーチ型の支援を行うことを目的として県が設置する相談支援機関であり、犯罪や非行をした人も支援の対象としている。

また、同センターは、課題解決のための受け皿機関ではなく、本人の困り事と社会資源をつなぐ寄り添い型のコーディネート機関である。

一般に、地域生活を営んでいる要支援者は、親戚・知人、行政機関など様々なチャンネルを通じて、必要な相談機関につながるができるが、矯正施設出所者は、地域とのつながりが途切れた状態で社会に復帰することから、生活支援が必要であっても、本人と相談機関をつなぐチャンネルが存在せず、相談機関による捕捉が困難であることが想定される。

このため、これらの人が再び犯罪をすることなく、安定した地域生活を送ることができるよう支援するためには、出所前に本人の状態や支援ニーズを把握し、出所後、ただちに生活支援につなげていくことができる体制を構築することが必要である。

福祉の総合相談窓口『中核地域生活支援センター』

のご案内

ご相談は『だれでも』
『どこでも』『どんなことでも』
”寄り添い型”の支援を行います

『千葉県中核地域生活支援センター』は、子どもでも、大人でも、高齢者でも、障害がある方も、そのご家族も、どんな方からのご相談でもお受けします。
ご自宅など話しやすいところでお話をお聞きます。
内容の種類にかかわらずご相談をお受けします。
□□困りごとの解決に向け、ご本人(ご家族)といっしょに考え、いっしょに行動し、必要な手続きをしたり、専門家へ相談に行ったりします。
必要に応じて、弁護士や医師、行政機関、他の支援機関などとの連携や調整、福祉サービスの利用支援などを行います。

【千葉県中核地域生活支援センター一覧】お住まいに近いセンターにご連絡ください。

区〇域	名〇称	電〇話	区〇域	名〇称	電〇話
習志野	まるごと	047(409)6161	海西	海西ネットワーク	0479(60)2578
市川	がじゅまる	047(300)9500	山武	さんネット	0475(77)7531
松戸	ほっとねっと	047(309)7677	長生	長生ひなた	0475(22)7859
野田	のだネット	04(7127)5366	夷隅	夷隅ひなた	0470(60)9123
印旛	まけごと	043(308)6325	安房	ひだまり	0470(28)5667
香取	香取CCC	0478(50)1919	君津	君津ふくしネット	0439(27)1482
海西	海西ネットワーク	0479(60)2578	市原	いちほら福祉ネット	0436(23)5300

千葉県

II 取組の概要

1 目的

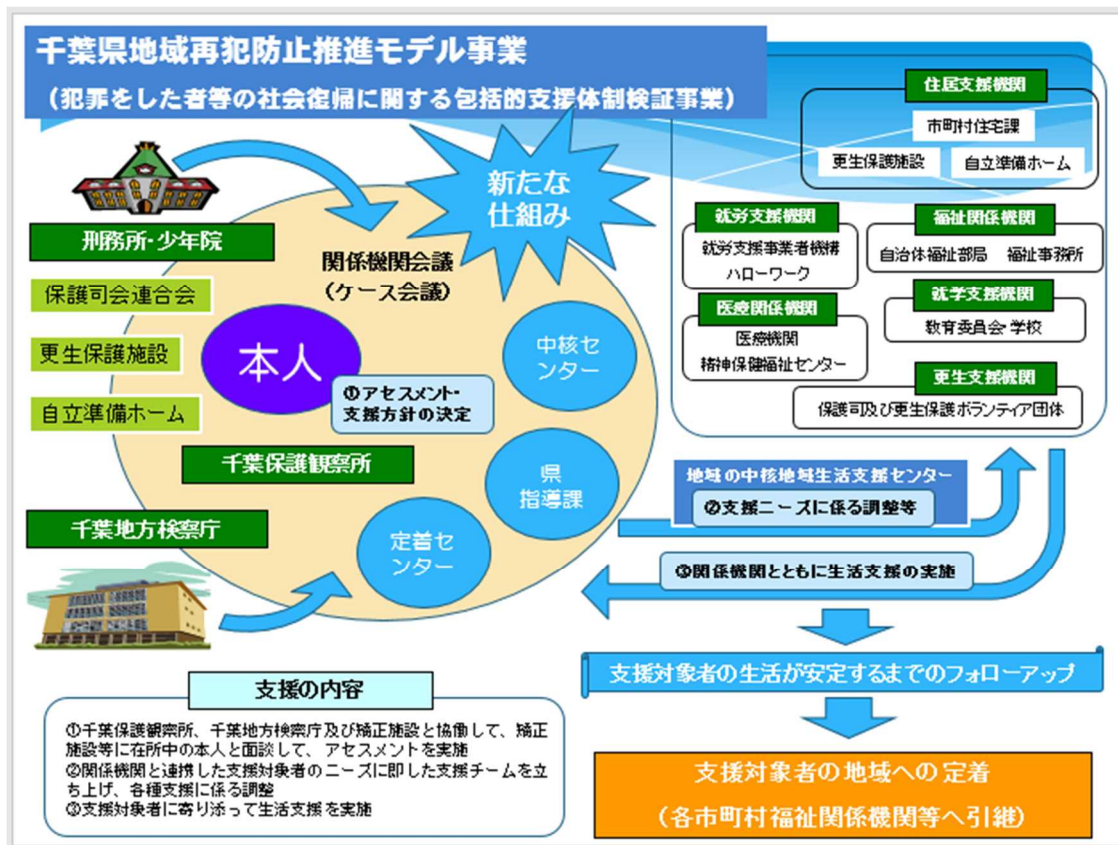
犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、国の刑事司法関係機関、地方公共団体及び民間の福祉関係団体その他関係団体との連携体制を構築することを目的とする。

2 課題解決に向けた取組（モデル事業における「新たな仕組み」【図1】）

上記1の目的を達成するため、以下の取組を実施する。

- ・ 要支援対象者把握のための仕組みづくり
- ・ 社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ
- ・ 社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

【図1】モデル事業における「新たな仕組み」



3 課題解決に向けた組織づくり（ケース会議の設置）

（1）構成員

司法関係機関：東京矯正管区、千葉保護観察所、千葉地方検察庁、
千葉刑務所、市原刑務所、八街少年院、千葉少年鑑別所
支援関係機関：中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、
千葉県弁護士会、千葉県婦性会（更生保護施設）
地方行政機関：千葉市、千葉県

（2）所掌事務

- ① 支援対象者の選定及びその者からの同意に関すること
- ② 支援対象者へのアセスメントの実施及び支援方針の決定に関すること
- ③ 支援方針に基づく支援機関との調整に関すること
- ④ 支援終結の判定、案件の整理分析及び報告例の作成に関すること

4 取組の主な内容

（1）要支援対象者把握のための仕組みづくり

① 司法関係機関によるスクリーニング

ケース会議の構成員である司法関係機関において、矯正施設入所者等の中から、出所後、何らかの生活支援を要すると認められる者（要支援対象者）を選定。

② モデル事業対象者の決定

モデル事業対象者としてケース会議が個人情報共有することについて、要支援対象者から本人同意を取得。

（2）社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ【図2】

① 支援関係機関等によるアウトリーチ

中核地域生活支援センター及び県が、矯正施設等にて入所入院中のモデル事業対象者と面談し、初回のアセスメントを実施。（矯正施設に対する地域からのオーバーラップ）

② 支援方針の決定

アセスメント結果をケース会議で共有・検討し、帰住予定地等の支援方針を決定。状況に応じて、帰住予定地を管轄する中核地域生活支援センターによる再アセスメントを実施。

（3）社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

① 伴走型支援の実施

帰住予定地を管轄する中核地域生活支援センターにより、本人の支援ニーズに応じて、同行支援等、地域の支援機関や制度につなげるためのコーディネートを実施。

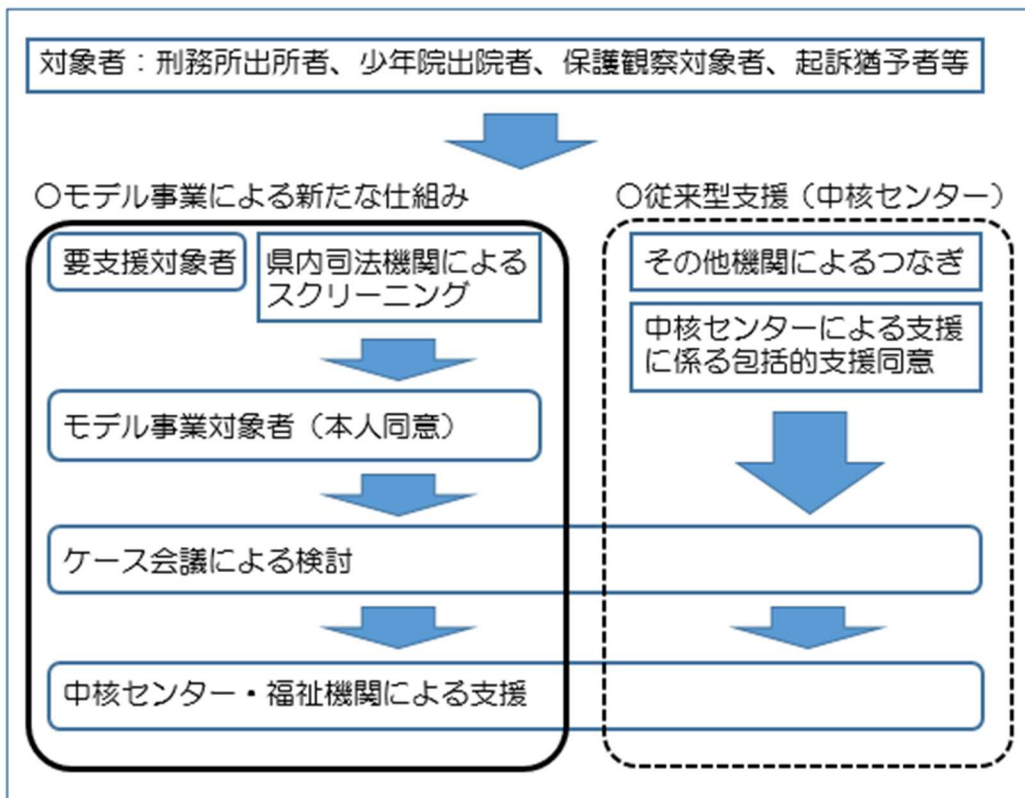
② チーム支援等

中核地域生活支援センターがコーディネーターとなり、地域の支援機関等による本人支援のためのネットワークを構築し、地域支援に移行。

(4) 支援イメージの共有の取組

ケース会議の構成員が共通した支援のイメージを持つことができるよう、構成員以外の者から中核地域生活支援センターに持ち込まれる、いわゆる「従来型支援」事例の情報をケース会議で共有する機能を付加。

【図2】「社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ」フロー



Ⅲ 取組の結果

1 取扱件数

「新たな仕組み」として、司法関係機関から提出されたケース案件は11件で、そのうち、本人同意が得られ、中核地域生活支援センターのコーディネート支援に至ったものは、8件である。(残り3件は同意調整中)

支援対象者別としては、労役場留置者5件、満期出所者3件、矯正施設入所入院中の者3件で、同意調整中の矯正施設入所入院中の者を除き、支援介入した8件は、全て帰住先が決定した。

【表2】モデル事業における報告者別ケース案件数

	新たな仕組み	従来型支援	合計
報告件数	11	18	29
保護観察所	4	3	7
千葉刑務所	6	1	7
市原刑務所	1	0	1
その他	0	14	14

また、従来型支援としてケース報告されたものは18件で、第1相談者及び相談受付機関の内訳は、【表3】のとおりである。

【表3】従来型支援における第1相談者と相談受付機関数

第1相談者	件数	相談受付機関		
		中核センター	定着センター	保護観察所
弁護士	6	5	1	
警察署	1	1		
保護司	1	1		
県外矯正施設等	2	1		1
病院	1	1		
定着センター	2	2		
県外検察庁	1	1		
千葉刑務所	1	1		
市社協	1	1		
本人	2	1		1
合計	18	15	1	2

2 支援結果の概要

(1) 新たな仕組みによるケースについて

「新たな仕組み」として司法関係機関から提出されたケース案件のうち、本人同意が得られ、中核地域生活支援センターのコーディネート支援に至った8件について、連携した支援を分野別にみると【表4】のとおりであった。

【表4】新たな仕組みによるケースの支援概要

整理番号	本人境遇	連携した分野別支援区分							
		家庭	住居	就労	障害	高齢	医療	生困	生保
1	満期		○			○	○		○
3	労役		○						○
7	労役		○			○	○		○
10	満期					○	○		
18	満期		○		○				○
19	労役		○						○
20	労役	○							
30	労役		○			○		○	○
件数		1	6		1	4	3	1	6

ケース10は引受人がいたケース、ケース20は引受人との調整を行ったケースであり、そのほかのケースはいずれも引受人がなく、帰住先が未定のものであった。

ケース10は、認知機能が著しく低下した支援対象者の状況をあまり理解していない引受人に対して、介護サービスにつなぐ手助けをしたケースであり、ケース20は、引受人がいるものの、支援対象者との関係性が不穏なため、家族間の仲立ち・調整を行ったものである。

その他、帰住先が未定のケースでは、いずれも「住居」支援を行い、あわせて「生保」の受給支援も行っているが、身寄りのない者への住居支援や、定住先がなく、保護者が明確でない者への生活保護の受給支援は、中核センターが介入してもなお困難性を極めるものであり、「帰住先がないこと」及び「経済的に困難を抱えていること」は、社会復帰に当たり、当事者にとって大きな障害となっていることがうかがえた。

千葉県内の刑務所については、千葉刑務所は長期受刑者を対象としており、市原刑務所は交通刑務所であることから、満期出所に関する支援ニーズはそれほど高くないが、千葉刑務所に在所する「労役場留置者」については、潜在的に

経済的な困難を抱えている者が多く、留置に伴い、居所を喪失する場合もあることから、支援ニーズは高いと考えられる。

今回の取組で、労役場留置者のニーズについてはおおむね把握できたが、満期出所者については、他県の矯正施設に入所中のケースが千葉保護観察所から提案されているものの、本人同意の調整が難航し、実際の支援介入までには至っておらず、課題を残す結果となった。

(2) 従来型支援によるケースについて

「従来型支援」として、関係機関から提出されたケース案件について、連携した支援を分野別にみると【表5】のとおりであった。

【表5】従来型支援によるケースの支援概要

整理番号	本人境遇	連携した分野別支援区分							
		家庭	住居	就労	障害	高齢	医療	生困	生保
2	試験観察			○					
4	警察保護								
5	満期				○				
6	満期		○						○
8	満期		○						
11	満期		○						
12	満期			○	○				○
13	保護観察	○	○	○					
14	満期		○		○				○
15	特別調整		○		○				○
16	執行猶予			○			○	○	○
21	執行猶予				○				○
22	不起訴				○		○		
23	不起訴		○		○		○		
24	執行猶予				○		○		
26	労役	○	○	○					
27	満期		○		○				○
28	満期	○							
件数		3	9	5	9		4	1	7

平成 30 年度に実施した実態調査の結果でもあったとおり、従来型支援では、報告のあった 18 件のうち、第 1 相談者の内訳は弁護士が 6 件と最も多く、次いで司法関係機関が合計で 5 件となった。

実施した支援の分野別では、「住居支援」と「生活保護」が多いことは、新たな仕組みによるものと同傾向であるが、「障害」に関する支援が多く、「高齢」に関する支援がない点、傾向の違いがある。

これらの中には、公判中や拘留中の者に対する支援依頼も数件含まれており、弁護士から依頼を受けた中核センターが情状証人として地域での支援体制について証言し、その後、刑の執行が猶予等された際に、継続した地域支援に移行したケースも存在した。

これらのことから、仮に中核センターの支援活動が、司法判断の中で一定の評価をされているとすれば、障害による生きづらさゆえに犯罪をしてしまった人については、適切な福祉の支援介入を行うことにより、地域から切り離されることなく、社会生活の再建ができる可能性があるように思われる。

IV 今後の取組

1 効果・検証について

今回の報告に当たり、個別の支援ケースから個人情報を除き、支援経過を要約した「支援事例報告例」を別添のとおり作成した。

(ケースの報告件数は合計で 29 件であるが、整理番号 25 が欠番のため、整理番号は 30 までとなっている。)

支援事例報告例には、事例及び支援の概要のほか、「事例のポイント」「事例から見えた課題」を事務局（健康福祉指導課）で付記した。

モデル事業の最終年に予定している効果・検証については、今後、この支援事例報告例を参考とし、推進協議会の下に設置する「検証作業部会」の中で議論していく予定であり、最終的には、県内の司法関係機関と福祉関係機関のさらなる連携体制の構築を進めていきたい。

2 矯正施設等との連携体制の構築

令和元年度の取組の一環として、矯正施設入所者等を対象に、県の取組を紹介するリーフレットを作成した。

これまで、矯正施設等の福祉専門官が入所者等の中から要支援対象者を把握し、本人に対して本県の取組を説明する際に使用する適切な資料がなかったが、今後は本リーフレットを活用し、要支援対象者へ支援イメージを伝えてもらうとともに、要支援対象者の、支援を受けることへの抵抗が少しでも低減されることを期待している。

なお、本リーフレットの活用にあたっては、法務省東京矯正管区の協力を得て、同管区内の各矯正施設等において運用することとし、今後、運用にあたっての方針を本県から示していくこととしている。

また、ケース会議で取り扱った「従来型支援」の状況でもわかるとおり、これまで、県外の矯正施設等と中核センターとの連携には、特別なルールはなく、矯正施設等の福祉担当官の気づきや経験則に基づいて行われてきたが、今後は、本リーフレットを通じて支援要請の仕組みを整理し、県外の矯正施設等とのより有効な連携体制の構築を目指していきたい。

【添付資料】

- 1 千葉県地域再犯防止推進モデル事業 生活支援調整関係機関会議設置要綱
- 2 支援事例報告例（整理番号1～24、26～30）
- 3 千葉県地域再犯防止推進モデル事業 検証作業部会設置要綱
- 4 リーフレット「千葉県に帰りたい方へ（暮らしのご相談）」
- 5 矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領（案）

千葉県地域再犯防止推進モデル事業 生活支援調整関係機関会議 設置要綱

令和元年5月9日制定

(設置)

第1条 地域再犯防止推進モデル事業において、犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制の検証を行うため、生活支援調整関係機関会議(以下、「ケース会議」という。)を設置する。

なお、関係機関会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 ケース会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者の選定及びその者からの同意に関すること。
- (2) 支援対象者へのアセスメントの実施及び支援方針の決定に関すること。
- (3) 支援方針に基づく支援機関との調整に関すること。
- (4) 支援終結の判定、案件の整理分析及び報告例の作成に関すること。

(委員の選任)

第3条 ケース会議の委員は、別表の関係機関が選任する者をもって充てる。

2 委員の任期は、選任の日から、令和3年3月31日までとする。

(組織)

第4条 ケース会議に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、ケース会議の議事を進行する。

(会議)

第5条 ケース会議は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員が協議会に出席した場合は、行政機関に所属する委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ケース会議の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
相談支援機関	中核地域生活支援センター（(特非) 長生・夷隅地域のくらしを支える会）
	地域生活定着支援センター（(特非) 生活サポート千葉）
	千葉県弁護士会
行政機関	東京矯正管区更生支援企画課
	千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉市保健福祉局地域福祉課
	千葉県健康福祉部健康福祉指導課

支援事例報告例（支援事例個別シート）一覧

番号	提案機関	第1相談者	相談受付機関	支援対象者
1	市原刑務所	市原刑務所	ケース会議	刑務所入所中→出所→支援終結
2	海匠中核センター	弁護士	海匠中核センター	試験観察中→支援→失踪
3	千葉刑務所	千葉刑務所	ケース会議	労役場留置中→出場→支援終結
4	長生中核センター	警察署	長生中核センター	警察保護→支援→再犯
5	君津中核センター	本人	君津中核センター	刑務所入所中→出所→支援終結
6	野田中核センター	保護司	野田中核センター	保護観察→支援終結
7	千葉刑務所	千葉刑務所	ケース会議	労役場留置→出場→支援終結
8	千葉保護観察所	県外刑務所	民間支援団体	刑務所入所中→出所→支援→再犯
9	千葉保護観察所	千葉保護観察所	本人同意調整中	刑務所入所中
10	千葉保護観察所	千葉保護観察所	ケース会議	刑務所入所中→出所→支援終結
11	千葉保護観察所	本人	千葉保護観察所	罰金→自立（他機関支援）
12	印旛中核センター	県外少年院	印旛中核センター	少年院入院中→出院→支援継続中
13	印旛中核センター	弁護士	印旛中核センター	保護観察→支援→再犯
14	印旛中核センター	病院	印旛中核センター	刑務所入所中→出所→支援終結
15	夷隅中核センター	定着支援センター	夷隅中核センター	特別調整→支援終結
16	千葉保護観察所	弁護士	定着支援センター	執行猶予→支援終結
17	千葉保護観察所	千葉保護観察所	本人同意調整中	少年院入院中
18	千葉刑務所	千葉刑務所	ケース会議	刑務所入所中→出所→支援終結
19	千葉刑務所	千葉刑務所	ケース会議	労役場留置→出場→支援終結
20	千葉刑務所	千葉刑務所	ケース会議	労役場留置→出場→支援終結
21	印旛中核センター	弁護士	印旛中核センター	公判中→執行猶予→支援終結
22	印旛中核センター	県外地方検察庁	印旛中核センター	不起訴→支援継続
23	印旛中核センター	弁護士	印旛中核センター	拘留中→不起訴→支援終結
24	長生中核センター	弁護士	長生中核センター	公判中→執行猶予→支援終結
25	欠番			
26	印旛中核センター	千葉刑務所	印旛中核センター	労役場留置→出場→支援→失踪
27	印旛中核センター	定着支援センター	印旛中核センター	刑務所入所中→出所→支援終結
28	印旛中核センター	社会福祉協議会	印旛中核センター	刑務所入所中→出所→不調
29	千葉保護観察所	千葉保護観察所	本人同意調整中	少年院入院中
30	千葉刑務所	千葉刑務所	ケース会議	労役場留置→出場→支援継続

※ モデル事業での「新たな仕組み」による支援（網掛けのケース）では、提案機関と第1相談者は同一。

千葉県地域再犯防止推進モデル事業 検証作業部会設置要綱

令和2年4月1日制定

(設置)

第1条 地域再犯防止推進モデル事業において、犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制や、ケース検討等の効果検証を行うため、検証作業部会を設置する。

なお、検証作業部会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 検証作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ケース会議における支援実績の評価に関すること。
- (2) 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築に関すること。
- (3) その他再犯防止の推進に資する事項の検討に関すること。

(委員の選任)

第3条 検証作業部会の委員は、別表の関係機関が選任する者をもって充てる。

2 委員の任期は、選任の日から、令和3年3月31日までとする。

(会議)

第4条 検証作業部会は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第5条 委員が会議に出席した場合は、行政機関に所属する委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第6条 検証作業部会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証作業部会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則



この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

別 表

種別	関係機関・団体等の名称
学識経験者	千葉大学大学院社会科学研究院 教授 後藤 弘子
相談支援機関	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
	千葉県地域生活定着支援センター
	千葉県弁護士会
行政機関	東京矯正管区更生支援企画課
	千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉市保健福祉局地域福祉課
	千葉県健康福祉部健康福祉指導課

そうだん
相談したいこと
まる
○をつけてください

- ま 住まいを探す 
- し こと 仕事を探す 
- か 物 買い物などをお手伝いする 
- やく しょ ところ 事務所等の手続きのお手伝いをする 
- か ぞ くと ろ 家族等と連絡をとる 

- お話を聞く 
 - び ょう き 病気や障害のこと
 - し ゃ っ き ん 借金や生活費のこと
 - なん 何となく心配 

その他 []

き に ゅ う ね ん が つ び 記入年月日

ねん 年	が つ 月	に ち 日
------	-------	-------



て が み
お手紙をください



そうだん
相談
むりよう
無料

送 り 先
〒260-8667
ち ば ば ち ば ち ば
千葉市中央区市場町 1-1
ち ば ば け ん こ う ふ く し ぶ け ん こ う ふ く し し ど う か
千葉県健康福祉部 健康福祉指導課
ち ゅ う か く ち い き せ い か つ し え ん た ん と う あ て
(中核地域生活支援センター担当) 宛

☎043-223-2615

ち ゅ う か く ち い き せ い か つ し え ん
「中核地域生活支援センター」は、
ち ば ば け ん こ う ふ く し し ど う か
千葉県が設置する福祉の相談窓口です。
あ て
あ い だ い せ い
24 時間・365 日体制
に ち たい せい

ち ば ば け ん
千葉県に
かえ
帰りたい方へ

そうだん
くらしのご相談
ち ゅ う か く ち い き せ い か つ し え ん
千葉県には「中核地域生活支援センター」という、
そうだん
ば ば ば
相談できる場所があります

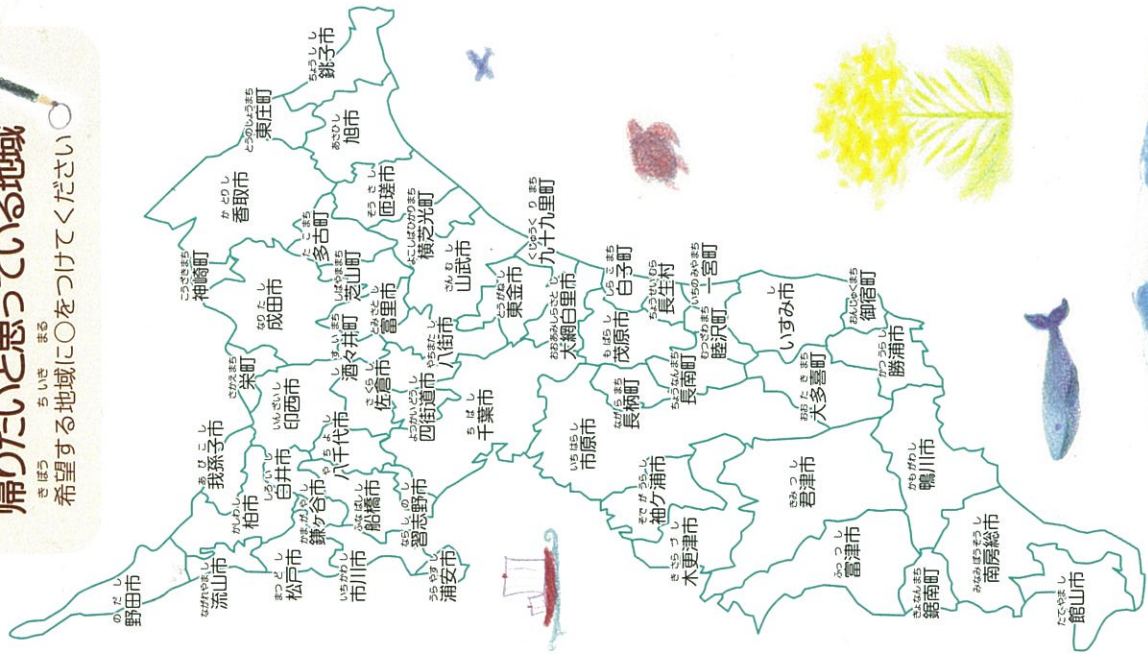


【資料4】

氏名

入所中の施設

帰りたいと思っいる地域
希望する地域に○をつけてください



そんな事を一緒に 考える人がいます

- ・住まいを探す
- ・買い物などを
お手伝いする
- ・病気や障害のこと
- ・借金や生活費のこと
- ・仕事を探す
- ・役所等の手続きの
お手伝いをする
- ・何となく心配
- ・ご家族等と連絡をとる

社会に出てからのこと 不安ではありませんか

まずは、施設の福祉専門官などにご相談を。またはお手紙をください。

相談
無料



矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領（案）

令和2年 月 日 制定
千葉県健康福祉部健康福祉指導課

1 目的

犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、矯正施設入所者等に対し、別添「支援リーフレット」を配付し、矯正施設等に入所中からの支援ニーズの把握、出所後の社会復帰や生活再建に向けた相談支援を実施する。

2 配付対象者

法務省東京矯正管区の管内に所在する刑事施設及び少年院に収容されている者（労役場留置者を含む。）であって、次の要件の全てを満たす者（以下、「支援対象者」という。）とする。

なお、厚生労働省所管の地域生活定着促進事業の対象候補者として検討されている者については、同事業の適用を優先するものとする。

- (1) 他管区の刑事施設又は少年院への移送の予定がないこと。
- (2) 当該矯正施設の福祉専門官等の判断において、次のいずれかの理由により、千葉県内への帰住が見込まれること。
 - ア 千葉県での生活歴がある。
 - イ 親族等が千葉県で生活しており、千葉県内への帰住が適当である。
 - ウ その他千葉県を帰住先とすることに特段の理由があり、かつ真摯に千葉県への帰住を希望している。
- (3) 帰住等に当たり、高齢、障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われること。

3 配付の時期及び配付方法

支援リーフレットの配付は、特段の事情がない限りにおいて、支援対象者が在所する施設の福祉専門官等の判断及び指導の下において行う。

4 支援の申し出

支援対象者からの支援の申し出については、支援リーフレットを使用し、健康福祉指導課が受諾する。

5 支援の実施

4の申し出があったときは、健康福祉指導課は、中核地域生活支援センター連絡協議会その他関係機関と協議の上、その者の帰住希望地を管轄する中核地域生活支援センターに通知し、通知を受けたセンターをもって支援を実施する。

なお、千葉市、船橋市及び柏市を帰住希望地とする申し出については、健康福祉指導課において、矯正施設入所者等を訪問、面接し、支援ニーズを確認の上、各市の担当窓口へ支援の引き継ぎを行うこととする。

矯正施設入所者等の相談支援事務処理フロー

